proact
law office

不祥事予防プリンシプル実装と発見統制強化

日本取引所自主規制法人（JPX-R）は、2016 年 2 月 24 日に「上場会社における不祥事対応のプリンシプル～確かな企業価値の再生のために」を公表したのに続いて、2018 年 3 月 30 日に「上場会社における不祥事予防のプリンシプル～企業価値の毀損を防ぐために」を公表しました。

その適用範囲は、対応プリンシプルが、不祥事を起こした会社の有事にのみ適用されるのに対し、予防プリンシプルは、すべての上場会社に平時から適用されるほか、上場会社のグループ会社（原則５）とサプライチェーン（原則６）にも適用される広範なものになっています。

予防プリンシプルの構造は、不正の芽の察知と機敏な対処（原則４）という目的を果たすために、実を伴った実態把握（原則１）、使命感に裏付けられた職責の全う（原則２）、双方向のコミュニケーション（原則３）という各取組みを行うというものになっています。

その最大の特長は、不祥事の未然防止（＝予防統制）よりも、早期発見・早期是正（＝発見統制）をより重要視している点ですが、多くの上場会社のこれまでの取組みは、予防統制に偏っており、発見統制の強化が喫緊の課題になっています。

プロアクト法律事務所では、企業リスクマネジメントに関する豊富な知見と経験を活かして、予防プリンシプルの内部統制への実装と、発見統制の強化に向けたコンサルティングを提供いたします。

具体的なサービス

1. 内部統制の現状把握と課題抽出

   自社（およびグループ会社）の内部統制の現状を把握し、予防プリンシプルの各原則の要求事項に即して、不祥事の早期発見・早期是正（＝発見統制）

という観点から詳細に洗い直し、不足する機能や仕組みなどの課題を抽出します。

- 成果物は、内部統制についての現状把握と、予防プリンシプルの各原則の要求事項に即した課題抽出を取り纏めた調査報告書になります。
- 期間は 3 か月間、費用は月額性またはタイムチャージ制が原則となります。
- 対象にグループ会社を含む場合には、期間と費用が追加になることがあります。

2. 予防プリンシプルの実装と発見統制の強化

予防プリンシプルの各原則の要求事項を充たすことができる具体的な機能や仕組みの実装に向けて、具体的なタスク（たとえば、全社的リスクマップ作成、3 線ディフェンス導入、各現場におけるリスク管理担当者の選任と研修、中間管理層向け研修、従業員アンケート、内部通報窓口の増設など）とスケジュールを立案し、これを実装していきます。

- 成果物は、不祥事予防プリンシプルを実装するための具体的なコンサルティング及び各種ツールの提供になります。
- 期間は 3～6 か月間、費用は月額制またはタイムチャージ制が原則となります。
- 対象にグループ会社を含む場合には、期間と費用が追加になることがあります。

3. サプライチェーンを展望した内部統制の実装

不祥事予防プリンシプルの原則 6 は、「サプライチェーンを展望した責任感」を定めますが、具体的に求められるのは、ESG（環境・社会・統治）対応です。
業務委託先や仕入先・取引先などに ESG の要求水準を明示し、これを遵守してもらうために、取引開始前に ESG デューディリジェンスを実施する、取引開始時に契約書に ESG 条項を盛り込む、などの実務対応が必要になります。

- 成果物は、取引先等に ESG を導入するための具体的なコンサルティング及び各種ツールの提供になります。
- 期間は 3～6 か月間、費用は月額制またはタイムチャージ制が原則となります。
- 対象にグループ会社を含む場合には、期間と費用が追加になることがあります。

＜お問合せ・ご連絡先＞
〒105-0001 東京都港区虎ノ門 5-12-13
ザイマックス神谷町ビル 7 階 プロアクト法律事務所
TEL 03-5733-0133 / FAX 03-5733-0132
http://proactlaw.jp/